憲法に規定されている諸外国における国民投票の対象及び発案者(憲法改正国民投票以外)

以下の9カ国は、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会において海外調査を行った国である。

国名	国民投票の対象	発案者
イタリア	法律または法律の効力を有する行為の全部または一部の廃止(75条1項) 租税及び予算、大赦及び減刑、国際条約の批准の承認に関する法律 については認められない。(75条2項)	<u>50万人の有権者</u> 又は5つの州議会 <u>の要求</u> (75条1項)
エストニア	法律案及び他の国政問題 (105条1項) 予算、 租税、 国の財政問題、 国際条約の批准、 非常事態 の宣言及びその終結は対象としてはならない。(106条1項)	国会の議決 (105条1項)
オーストリア¹	国民議会が議決した法律案(43条)	国民議会の議決又は国民議会の総議員の過半数の要求があった場合 (43条)
	基本的性格を有しかつ全オーストリア的な意義を有する事項で、連邦立法がその規律の権限を有しているもの ただし、選挙ならびに裁判所もしくは行政官庁が決定しなければな らない事項は、対象とすることができない。(49b条)	国民議会が、その議員又は連邦政府の提案に基づき、主委員会における審議を経て議決した場合(49b条)
スイス	・集団的安全保障のための組織、あるいは超国家共同体への加盟 ・憲法上の根拠なしに緊急と宣言された連邦法律で、効力が 1 年を 超えるもの (140条1項)	- (義務的に国民及びカントンの投票に付される。(140条1項))
	・連邦法律 ・効力が1年を超える、緊急と宣言された連邦法律 ・憲法あるいは法律が予定する連邦決議 ・期限が付されず、かつ、終了通告をなしえない国際条約 ・国際組織への加盟を予定する国際条約 ・重要な法規範を含む国際条約、あるいは、それを実施するために 連邦法律の制定を必要とする国際条約 (141条1項)	<u>5 万人の有権者</u> もしくは 8 カントン <u>が要求する場合</u> (141 条 1 項)
スペイン	特に重要な政治的決定 (92条1項)	 内閣総理大臣の提案を下院が承認(92 条 2 項)
スロバキア2	他国との同盟関係の樹立又はその脱退に関する憲法的法律(7条1項、 93条1項)	35万人以上の市民が署名した請願又は国会の決議(95条1項)
	公の利益に係るその他の重要事項 (93条2項) 基本的権利及び自由、租税、公課及び国家財政については、国民投票の対象とすることができない (93条3項)。	
デンマーク	選挙権年齢の変更に関する法律案(29条2項)	- (義務的に国民投票に付される。(29条2項))
	国際機関への権限の移譲に関する法律案(20条2項)	- (国会議員の過半数の賛成を得られたものの、6 分の 5 以上の賛成 を得られない場合、国民投票に付される。)(20条2項)
	外交問題 (19条、42条6項)	特別の国民投票法を制定した場合 (42 条 6 項)
	その他の法律案(予算、政府起債法案、帰化法案、公務員法案、 給与及び恩給法案、課税法案、収用法案、既存の条約上の義務を 履行することを目的として提案された法案等を除く)(42 条 1 項、 6 項)	国会議員の3分の1以上の要求があった場合(42条1項)
フランス	公権力の組織に関する法律案 国の経済、社会的若しくは環境的政策及びそれらに貢献する公役 務に関わる改革に関する法律案 憲法には違反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約 の批准の承認を目的とする法律案	政府又は両議院の共同提案、あるいは <u>選挙人の10分の1の請求に基づく国会議員の5分の1以上による提案</u> に基づいて、大統領は国民投票に付託することができる。(11条1項、3項)
	欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認する法律案 (88 条の5第1項)	- (国民投票に付される。(88条の5第1項) ただし、各議院において5分の3以上の賛成が得られた場合には、 両院合同会議における5分の3の賛成により、国民投票にかけず に条約承認法案を承認することができる。(88条の5第2項89条3項))
ポーランド	国家にとって特別な意義をもつ事項(125条1項)	下院の議決、又は、大統領が上院の同意を得た場合(125条2項)
	国際機関への主権の移譲に関する条約の批准(90条3項)	下院の議決 (90条4項)

- 注1)国民投票の対象欄の下線は、国民投票の対象にすることができないものを表す。
- 注2)発案者欄の下線は、発案について国民に権利を与えているものを表す。
- 注3)上記表の9カ国中、スロバキアを除く8カ国には憲法改正の国民投票に関する規定が存在する。(スロバキアについては、憲法改正に国民投票は要しない。)

出典:初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集(第2版)』(2010年、三省堂) 阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第4版)』(2009年、有信堂) 『日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項)に関する参考資料』(衆憲資第75号、平成24年3月) オーストリア、スイス、スペイン、スロバキア、フランス:『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』(平成18年2月) イタリア、エストニア、デンマーク、ポーランド:『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』(平成18年10月)

 $^{^1}$ このほか、直接民主制的な制度として、大統領解職についての国民投票制度がある(オーストリア連邦憲法 60 条 6 項)。

 $^{^2}$ このほか、直接民主制的な制度として、大統領解職についての国民投票制度がある(スロバキア共和国憲法 106 条)。